

R5.4.7 学校教育活動におけるマスクの取扱いについて

山梨県教育委員会及び甲府市教育委員会の通知「新学期以降におけるマスク着用の考え方」に基づき、本校においては、マスク着用について以下の通り対応いたします。

- ① 学校でのマスク着用は個人の判断に任せます
- ② 合唱等で他の生徒との十分な距離が確保できないときやグループワークなどで他の生徒と近い距離で向かい合わせになり活動するときなど、マスクを着用した方が良い場合もあるので、マスクは毎日持ってきてください。
- ③ 発熱や喉の痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合は登校しないようにしてください。

※詳細は、R5.4.7付保護者宛通知「学校教育活動におけるマスクの取扱い」をご覧ください。